

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月24日

広島市長

提出者

住所 広島市東区福田2丁目2618

氏名 株式会社 イース

代表取締役 妹尾 貴政

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-508-5677

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 イース
事業場の所在地	広島市東区福田2丁目2618
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	(D07)職別工事業(設備工事業を除く)
②事業の規模	完成工事高 366,182,799円（令和5年度）※概算
③従業員数	15名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生（工事現場） → 収集運搬（収集・運搬業者） → 処分（処分業者）

別紙1
(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(5 年度) 実績量
計画:今年度(6 年度) 計画量

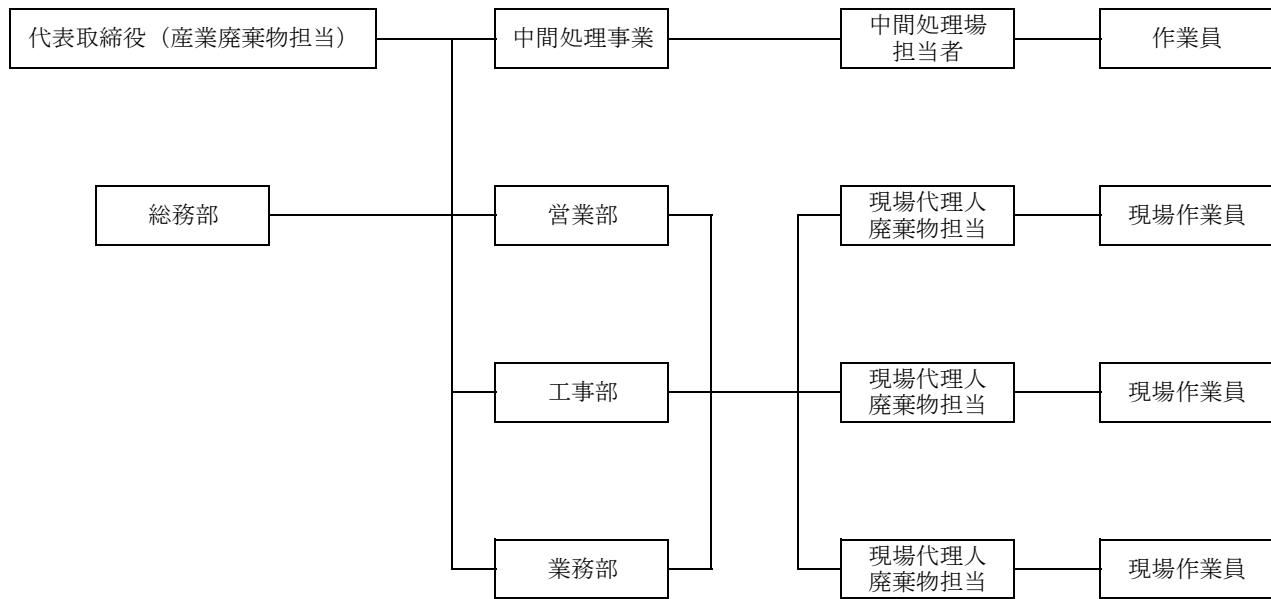
単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項												
	排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行 う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回 收を行う業者への処理委託量				
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																							
汚泥																							
廃油																							
廃酸																							
廃アルカリ																							
廃プラスチック類	117.435	100	0	0	0	0	0	0	0	0	117.435	100	103.085	100	8	20	0	0	0	0	0	0	
紙くず	0.18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.18	5	0.18	5	0.18	5	0	0	0	0	0	0	
木くず	992.52	1000	0	0	0	0	0	0	0	0	992.52	1000	224.035	300	992.52	900	0	0	0	0	0	0	
繊維くず	15.106	20	0	0	0	0	0	0	0	0	15.106	20	15.106	20	15.106	20	0	0	0	0	0	0	
動植物性残さ																							
動物系固形不要物																							
ゴムくず																							
金属くず	2.373	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2.373	5	2.373	5	2.373	5	0	0	0	0	0	0	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	48.915	50	0	0	0	0	0	0	0	0	48.915	50	48.915	50	42.85	50	0	0	0	0	0	0	
鉛さい																							
がれき類	1732.8	2000	0	0	0	0	0	0	0	0	1732.8	2000	684.64	1000	1,170.92	1200	0	0	0	0	0	0	
動物のふん尿																							
動物の死体																							
ぱいじん																							
安定型混合廃棄物	3.07	5	0	0	0	0	0	0	0	0	3.07	5	3.07	5	3.07	5	0	0	0	0	0	0	
管理型混合廃棄物	131.116	150	0	0	0	0	0	0	0	0	131.116	150	131.116	150	131.116	150	0	0	0	0	0	0	
水銀使用製品産業廃棄物	0.015	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	5	0.015	5	0.015	5	0	0	0	0	0	0	
合計	3043.53	3340	0	0	0	0	0	0	0	0	3043.53	3340	1212.539	1640	2366.15	2360	0	0	0	0	0	0	

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	工事現場において、分別解体を実施し、産業廃棄物の分別を徹底し、発生量を抑える。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も現状を継続して取組みを行う。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	コンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず 紙くず、木くず、繊維くず、がれき類等を各現場にて種類ごとに分別する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後も現状を継続して取組みを行う。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する予定はない。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	分別の徹底する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も現状を継続して取組みを行う。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していません。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する予定はない。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、再生処理業者と適切な委託契約を締結している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も、再生処理業者と適切な委託契約を締結する。 また優良認定処理業者への委託も検討する。